

## 政令第四号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令  
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七條第二項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條の見出し中「第七條第一項」を「第七條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 法第七條第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二條」を「第二條第二項」に改める。

## 附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）附則第二条の規定により読み替えられた検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三十四条第二項及び同法第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十四条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第四号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合は、読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合は、読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合は、読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第五号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この省令の失効)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>
改正前	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この省令の失効)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

この省令は、公布の日から施行する。

(傍線部分は改正部分)